

官報

号外

昭和二十九年四月九日

第十九回 参議院會議録第三十一号

昭和二十九年四月九日(金曜日)午前十時二十八分開議

議事日程 第三十一号

昭和二十九年四月九日

午前十時開議

第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	長島 銀藏君
人事委員	湯山 勇君
厚生委員	藤原 道子君
通商産業委員	大谷 實雄君
予算委員	白井 勇君
議院運営委員	菊川 孝夫君
同	加藤 武徳君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	大谷 實雄君
------	--------

人事委員 藤原 道子君

厚生委員 湯山 勇君

通商産業委員 長島 銀藏君

予算委員 吉田 萬次君

議院運営委員 大和 與一君

同 横川 信夫君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

万国農事協会に関する条約の失効に關する議定書への加入について承認を求めるの件

けしの栽培並びにあへんの生産、國際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に關する議定書の批准について承認を求めるの件

同日中田吉雄君外七十五名から左の議案を撤回した。

昭和二十九年度予算案に關する政府の責任追究の決議案
去る六日文部委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し、議長は一昨七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

一、公聴会の問題

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日

四月二十二日、四月二十三日、四月二十四日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

一昨七日議長において採択することとを議決した奄美大島復帰後の振興対策に關する請願外三件の請願及び兵庫縣灘村の離島振興対策実施地域指定に關する陳情外一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

土地調整委員 諸橋 襄君
会委員長代理

同日内閣総理大臣から、土地調整委員

会委員長代理諸橋襄君を第十九回国会

政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 青山 正一君

労働委員 井上 清一君

建設委員 小堀 彬君

同 徳川 頼貞君

予算委員 戸叶 武君

議院運営委員 田中 一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

水産委員 徳川 頼貞君

労働委員 小堀 彬君

建設委員 井上 清一君

同 青山 正一君

予算委員 田中 一君

議院運営委員 戸叶 武君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

國際砂糖協定の批准について承認を求めるの件 外務委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案

入場譲与税法案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

案

地方行政委員会に付託

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

医薬関係審議会設置法案

厚生委員会に付託

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

通商産業委員会に付託

入場税法案 大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

厚生年金保険及び船員保険交渉法案 厚生委員会に付託

学校給食法案 文部委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

昭和二十九年四月九日 参議院會議録第三十一号 議長報告 會議 内閣総理大臣の長期国会欠席についての政治責任に關する緊急質問

○戸叶武君 私はこの際、内閣総理大臣の長期国会欠席についての政治責任に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢嶋三義君 私は、只今の戸叶君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 戸叶君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は日本社会党を代表し、吉田首相の長期に亘る国会欠席に對する政治責任の追求に關して、政府に緊急質問を行わんとするものであります。

吉田首相は、国会が予算案及び重要法案の本格的審議に入つた三月中旬以來、神経痛と稱して大磯の私邸に籠り、又数日前、東京の官邸に帰京しても、約一カ月間一日も国会に登院しておりません。私は吉田首相の病氣そのものには、別に疑わす、病氣に対しては、衷心から同情の意を表します。私たちの忿懣は、吉田首相並びに緒方副総理らの政府の首脳部の不誠意な態度にあります。日本の憲政史上において、

一國の総理大臣たるものが国会開會中に病氣を理由として、かくも長期の欠席をした前例はいまだ曾つてないのであります。

私は先ず第一に、緒方副総理に質問を試みんとするものであります。緒方副総理は、予算審議の過程において野党側の質問に對し、二、三日後には総理大臣を出席さすべく努力すると誓約しておるのであります。ところがこの約束は、一度も果されておりません。

私たちは今まで我慢に我慢を重ねて来ましたが、国会をよそに政局転換に狂奔する政府の状態を眺め、吉田首相が病氣だからといつて、これを黙視することはできなくなつたのであります。政府は、現在の内閣制度の下において、若し総理が病氣であるならば、総理は幾日でも欠席できる。この間副総理で代行できるとの考えでありましょうか。内閣法第九条には「内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する國務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。」とあります。政府は、その事故のあるとき又は欠けたるときを、如何ように解釈するのでありますか。それは、止むを得ない事故等の場合に対処する臨時的措置であつ

て、決して長期間を意味するものではないと私は信じます。又緒方副総理は、吉田首相が外遊の場合も、副総理が総理大臣の代理をそのまゝやると答えております。これに對して私たちは、総理大臣の外遊期間中、副総理が総理の代行を勤めるような場合は、あらかじめ国会の了解或いは承認を得る必要があると思ひます。憲法第四十一条で示されているごとく、国会は、国

権の最高機関であります。そして内閣総理大臣は、憲法第六十七条で「国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。」と規定せられております。総理大臣の職務が代理たる副総理の他人に移行する場合に、而もそれが長期に亘るとき、このことを国会の了解なり承認を得ること必要なしと考へるとするならば、国会軽視も甚だしといふわけになります。〔拍手〕国会を母胎として生まれた内閣総理大臣が、病氣診断書の提出、又は一片の通告をしたのみで、病氣或いは海外旅行の場合、国会の了解なり承認を求めずして、長期欠席することは断じて許されません。さような理窟が押通されるに至つては、憲法上由々しき大事であります。日本の副総理は、アメリカの副大統領とは根本的に違つております。万

一、総理大臣に不幸があつた場合に、副総理がそのまゝ居座るといふようなことは許すべからざるところであります。吉田首相は、自由党の総裁であるから手党内でワンマンたることは勝手でありませう。併し吉田首相も緒方副総理も、国会に對して、もつと謙虚な態度を示さねば、如何に多数を擁しても国会と内閣との衝突を避けることは出来ません。殷鑒遠からず、すでに参議院においてはその実例が起つておるのであります。吉田首相が、参議院の予算審議の重要な段階に長期欠席したた

め、参議院においては、十分予算審議を果すことができず、遂に四月二日深更に予算案の自然成立を見るに至りました。この不幸事は、吉田首相並びに政府当局の不誠意から招いたものであります。〔拍手〕国会の權威は、審議權の擁護にあり、国会の審議權を蹂躪した吉田首相及び政府与党の態度は、議會政治否定のファシズムである。私たちは政府のかかる態度を断固糾弾いたさねばなりません。

も、国会の權威を保つために、又総理大臣としての重責を果たすために、最後まで国会の予算討議に臨んだのであります。浜口雄幸氏と吉田氏とは、共に土佐の生んだ宰相であります。その責任感に至つては雲泥の差があるのであります。〔拍手〕

緒方副総理に對する質問の第二点。權威ある新聞の伝えるところによれば、緒方構想が放送せられた去る三月二十八日の吉田、緒方會議以來、更に吉田首相の上京を要請に、保守合同の機運が急速に進展したとのことであります。どの程度まで進んだのであります。緒方構想なるものは、政局收拾に當つて連立政権の各党割拠では、政界刷新の実が望まれない。よつて保守合同による新党樹立に邁進すべしとの主張の上に立つたものであります。又、側近がこれに不満で、自衛上保守連立の線を描き出しておるとのことです。吉田首相及び緒方副総理は、果して如何なる構想の下に動いておるか。陰謀によらず筋を通さんとするならば、この際、国会を通じて天下に公表して頂きたい。緒方副首相と氣脈を通じておると見られておる改進党の芦田氏は緒方氏との会見のときにも、緒方氏と私との會談は、要するに

新規まき直して政を建て直し、自衛を挙げることによつて道義頹落、経済打開を立てべきである。それには、国会の過半数に満たない政治力では、果敢な政治を行うことができない。強力政権なくしては、海外の借をつなぐことができないから、速かに合同して実現しようということであつたと告白しております。緒方、芦田両氏の心境が同じだとするならば、その意図するところは、強力な保守政権の実現であります。そして保守党共同防衛政権の正力によつて、汚職事件の進展を阻止し、臭いものに蓋をして自分たちの意のままになる政治を強行し、それによつて海外からの支持を受けようということであります。吉田政権の延命策に最も熱心な人たちは、造船界、その他の汚職事件で、すねに傷持つ保守政の幹部と池田、藤生氏らの側近派であります。彼らの強腰は、汚職事件を頻りにするたため、MSA受諾による再軍備強化を取引とし外来権力からの強力な後押しを期待していると世間で取沙汰しております。独立日本として、誠に不名誉な話であります。蔭介石政権の没落の前夜、うちに国民から借を失い、外来権力に頼つて、政権維持に汲々とした醜態なるあの姿が、そのまゝ私たちの眼前に彷彿として展開された感があります。

次に、緒方副総理から、具体的な言動をめぐつて、責任ある答弁を承りたい。緒方副総理は七日の参議院本会議において、汚職の如何にかかわらず、保守合同は、政局安定の有力な手段であると強弁されたが、それは如何なる根拠と信念に基くものであります。又先に国会において、汚職事件が閣僚の一人にでも及ぶならば、政府は政治責任をとると明言しておきながら、七日の本会議において、内閣に及んでも軽々に辞職しないと宣言したのであります。この二枚舌のいずれが緒方個人の信念に基くものか。人格の分裂を統合して、明快な答弁がなされんことを望むものであります。(拍手)道義を無視し、力の政治で押切らんとする者は、必ず力によつて倒れます。孔子は、政治上及び社会上の崩壊は皆上層よりきざしたと考へ、大義名分を立てること、即ち正名を以て時弊を救はんとしたのであります。孔子は論語の中で、緒方総理のような位置の人に向つて、政は正である。今国の代表とも言うべきあなたから率先して己れを正しなくなさつたら、下、民はこれに倣つて、正しくなるであらうと説いており

ます。緒方個人はどんなに立派であつても、吉田内閣の副総理として、吉田内閣の共同政治責任者として、その進退を誤るならば、百世にその汚名が残ることでありましょう。芦田氏は、緒方氏との会談の直後、改進黨の同志に向つて、汚職による政治責任が追及せられてゐるが、これは保守党全体の問題で、他党の責任追及だけでは建設的でないと言はれたとのことであります。吉田首相並びに緒方副総理らが当面の汚職事件、経済的行動に對する政治責任をとることなく、自分たちの手によつて再び政界刷新、道義高揚、経済振興を説いても、それは世間の笑話になるだけであり、冗談音楽に材料を徒らに提供するだけに過ぎません。道義不感症患者たる芦田氏と、政界再編成による政権維持を企てるようなことが実現されるならば、小菅の刑務所は、道義高揚の最高の修養道場となることでありましょう。水も長きに亘つてとどめおくと、溜り水にほうふうがわきます。溜り水からほうふうをかい出して、ほうふうのわく根源たる溜り水を全部捨て去らなければ駄目でありま

す。吉田首相は、英国内閣制を樹立せしめたウォルポール及びチャーチルに似た、日本人としては大政治家であります。その晩年における進退が大切であります。ウォルポールの長期政権も、ウィリアム・ピットの腐敗政権弾劾に席を譲らなければなりません。又チャーチルは、曾つて反対党たる労働党に政権を托した後、アメリカに個人の資格で外遊したため大歓迎を受けたのであります。汚職政権の宰相吉田としてよりも、野に下つて人間吉田として、日本の憂べき現状を世界に訴へ、祖国の窮状打開を図つたほうがより効果があるであらうでしょう。西ドイツのアデナウアーは七十八歳、英國のチャーチルは七十九歳、この兩人に比べれば、吉田さんはまだ若いのであります。裸になつて個人吉田として世界旅行をすべきであります。

最後に犬養法相に承りた。汚職事件の手はどこまで伸びたか。現に閣僚及び閣僚中にも疑惑に包まれてゐる人たちがあつてあります。あなた自身すら、甚だ不明朗であります。造船局の振換と不可分の関係にありま

す。この際、突込んだ報告と見通しを語つて頂きたい。

又、陰險な世相を背景に吉田首相の身辺が危うしとの流言が頻りに飛んでおります。これは汚職そのものでな

く、汚職事件に刺激を受けてのテロの誘発であります。犬養法相は、曾つて吉田首相の九州旅行の際、その嚴重な警戒の弁明として、長きに亘つて政権を維持した場合、その政治権力の中心人物は、歴史の経験からしてテロに見舞われる危険性があると説明されたが、当時すでに何か具体的な証拠を握つておつたのではないのでしょうか。吉田、緒方

会議の前後、大磯の吉田首相私邸に、汚職に明け暮れてゐる世相を慨嘆して、もつと立派な政治をとる手紙と共に、ダイナマイトを送り込まれたのであります。犯人は誰か。如何なる系統の者かと思ひます。犯人は誰かでない、直接行動に訴へんとする危険思想は、現実の社会の憂鬱な底流の中に培養せられてあります。危険物は水素爆弾の死の灰だけでなく、社会のよどんだ空気の中にもあります。輿論の動向を御覧なさい。吉田内閣支持の人心はすでに自由党を去つております。この現実を無視し、時勢の流れにさかろうて、言論や政治行動の自由を極端に抑圧すれば、それが原子爆弾の破壊のごとく危険な社会的爆発を誘導することは当然であります。

○議長(河井彌八郎) 戸叶君、時間が参りました。戸叶君、時間が参りましたから……。

○戸叶武君(続) この深刻な段階に突入して、緒方副総理、犬養法相から、懇切丁寧な御答弁を賜らんことをお願いして、質問を終る次第であります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

総理大臣が、国会の重要法案の審議中、特に二十九年度の総予算案の審議に際しまして、出席ができなかつたことは、病気の故であると申せ、私も非常に遺憾に存じておるところであります。であります、今お挙げになりました、二、三日中に総理の出席が可能であろうと言ったことも事実でありますけれども、その後病状の変化に際しまして、医師の診断書を添えて本院の御了解を得たことも、これは戸叶君、御了承の通りであります。

私が、副総理という法的な名前はありませんが、あらかじめ、総理の事故がある場合に、その職務を代行する国務大臣といたしまして、その際に予算委員会或いは本院に出席いたしましたことは、これは、その事故が起つて、私が臨時に総理の職務を代行しなければならぬ場合に立至りましたことを議長まで御報告申上げて、その職務を代

行いたしましたのでありまして、その間には、何ら不都合はないと考えております。この私の資格が、総理の外遊中、ただそれだけでよいのかという御質疑に對しましては、私はその総理の外遊が、内閣法第九条に規定しておりまする、総理の事故ある場合ということであれば、又政府といたしましては、その場合に当てはまると考えておりますが、その事故が起つたことを国会に通告し、そうして国会の御了承を得れば、それで私の資格が生ずる、総理の外遊中に代行する場合が生じたということになると考えております。それから総理に何か異変が起つた場合、そのまま居ることを考えていないかというふうな御質問だと思いますが、その場合のなにといいことは、どういふことであるか了解ができませんけれども、総理大臣が新たに任命されます場合には、これは如何なる際におきましても、国会の指名によることでありまして、そういう居坐りというふうなことを仮に考えましてもできることではない。これは私が改めて申上げるまでもないと考えております。

それから保守合同についての、いわゆる緒方構想をはつきりしろと、これは緒方構想という名前は、新聞紙が命

じたところではありますが、これは過般来、申せば昨年の総選挙以後、政府が言い続けております保守合同でありまして、政局の安定のために政府が常に熱望してやまないところのものであります。特に昨年の秋、鳩山自由党の復讐の際に、同憂の諸勢力が必ずや大同につくことを期待すると申した、その希望を持ち続けておるのであります。その方法につきましては、仮に機運が熟したといたしましても、その諸勢力との間に意見、或いは政策等につきまして十分の協議を要することであると、さように考えております。これが、汚職をこまかすためではないかという御質問であります。私も、さういふことは夢にも考えたことはございせん。又それによつて機運が非常に動いておるといふ、これは戸叶君の御觀察のように動いておるとすれば、それはこの保守合同、それによる政局の安定といふことが、今日国民の、国民的な要望である。それを証明する以外の何ものでもない。さように考えております。

それから保守合同に関連しまして、汚職の問題をお取上げになり、そうして私が、何か汚職の問題が政府に及ん

でも軽々には進退しないというふうに申したように今言われました。而もそれ、私の人格分裂という激しいお言葉をお使いになりましたが、私は、今汚職に関するいろいろの噂がとんでおる。その騒音雑音によつて軽々に進退すべきではない。内閣の責任というものは、さういふ軽いものではないといふことを申したのであります。汚職が政府に及んだ場合云々といふことを申したことはありません。汚職が及んだ場合、なお且つ政府が進退をしないというふうなことは言つたことはございせん。汚職につきましては、その実相が司直の取調べによつて判明したした場合、その程度に応じまして政府が善処するといふことは、先日來たびたび申上げた通りであります。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕
○国務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。

先ず第一の、造船その他に関する不正事件の経過、将来の見通しというものはどうなつておるかという御質問でございます。実は先日、亀田議員の御質問に答へまして、造船その他不正事件に関する今までの経過は、丁度、これを讀み上げたわけでございますが、若し更に御要求でございしましたなら

ば、後ほど又再び御説明をいたしたいと存じます。併し、若し御了承を得れば、この間の説明で了承を得たいと思ひます。将来どうか。これは今捜査中にも属することでございますので、ここで詳細に申上げるのでございせんことを誠に遺憾に存じます。

それから吉田総理の身辺警戒につきまして、私の参議院の予算委員会でお答えしました内容を御指摘でございした。実はそれは、当時さういふふうに申上げたのであります。即ち御質問のきつかけは、お前は治安責任の大臣として、総理大臣に最近警衛の車を一台雇やしたが、それは何か具体的な開込みでもあつて殖やしたのかという当時の御質問に答へまして、具体的にありませんが、過去の幾多の総理大臣の時代のでき事に鑑みまして、長く政権が維持され、殊にその総理大臣が強い性格の人の場合には、過去の二、三人の総理大臣の場合のように警戒をするほうが先ずよいと、警戒を怠り過ぎるより警戒をしたほうがよいという私の政治的な見通し、即ち私の責任において殖やしたのだとお答へしたのであります。その後、総理大臣の御注意によつて減らしたのでございます。従つてさういふ意味で、私の判断に基

て、当時種々やしたということを御承知願いたいと思ひます。

それから御指摘のダイナマイトが吉田總理大臣の自宅に送られたということは、事実でございまして、これは三月二十八日に、大磯の私邸に、おもちやの箱に入りまして、五つ入つて、それを贈り物のようにして送つたのであります。普通の贈り物のような恰好をしておりまして、家人は何か普通の食べ物か何かと思つて放つて置いて、その後内容がわかりまして驚愕に送つたと、こういう事件でござい

ます。そこで目下ダイナマイトの製造元、それから包装紙、手紙の筆蹟、郵便切手の種類、それから東京中央郵便局にその小包を持ち込んだ人の、俗に言う人相といひますか、そういうものから、目下徹密に捜査をしておりますが、どういふ見当の男だといふふうなことは、ここで捜査の必要上、ちよつ

の申上げにくいのでありまして、これは御了承願ひたいと存じます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます、厚生委員長上條愛二君。

昭和二十九年四月九日 参議院會議録第三十一号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月八日

厚生委員長 上條 愛二

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

安部キミ子

湯山 勇

竹中 勝男

高野 一夫

横山 フク

廣瀬 久忠

有馬 英二

堂森 芳夫

谷口弥三郎

中山 壽彦

附則第一項中「昭和二十九年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。」に改める。

附則第五項中「この法律の施行と同時に」の下に、「昭和二十九年四月一日前に死亡した軍人又は軍人であつた者に關し」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金の支給対象

に應じて、戦傷病者戦没者遺族等援護法による戦傷病者に対する援護の対象を拡大するとともに、支那事変又は太平洋戦争に關する勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、これによつて、太平洋戦争開始の日以後に死亡した軍人等の遺族に対して弔慰金を支給しよ

うとするものであつて妥當な措置であるが、附則に所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて支給範圍の拡大に伴ひ援護の強化を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十九年度予算に二千百万円を計上している。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月二十七日

参議院議長 堤 康次郎

(小字及びハは衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の第一部を次のように改正する。

第五條第一号中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改める。

第六條中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第七條の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同條第一項中「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。以下本条において同じ。に定める程度の不具廢疾」に改め、同項に次の但書を加え、同條第二項中「不具廢疾の程度」を「不具廢疾の程度及び状態」に、同項及び同條第三項中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

但し、その者の不具廢疾の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であつて、当該不具廢疾の状態が、厚生大臣の定める場合に該當するときは、その不具廢疾の程度に應じて障害一時金を支給する。

第八條の見出し中「障害年金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同條の表中「第六(二四、〇〇〇円)」を

第六項症	二四、〇〇〇円
第一款症	一九、〇〇〇円
第二款症	一四、〇〇〇円
第三款症	一二、〇〇〇円

改め、同条に次の一項を加える。
2 障害一時金の額は、左の表の通りとする。

不具廢疾の程度	金 額
第一款症	八五、〇〇〇円
第二款症	六八、〇〇〇円
第三款症	五九、五〇〇円

第九條第二項中「第七條第一項に規定する程度であるものには」を「第七條第一項に規定する程度であり、且つ、同項但書の規定に該當しないものには」に改める。

第十一條中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第十二條中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に、「旧恩給法の特例に關する件」を「この法律、旧恩給法の特例に關する件」に改める。

第十四條第一項第三号中「状態がなくなつたもの」を「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項但書の規定に該當するに至つたもの」に改める。

第十六條中「障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改める。

第二十三條第一項第二号中「その支給事由」を「当該障害年金又は増加恩給の支給事由」に、「第七條第一項」を「恩給法別表第一号表ノ二」に改める。

昭和二十九年四月九日 参議院會議第三十一号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

第三十四条第一項を次のように改める。

昭和十二年七月七日以後における在職期間(軍属については、昭和十六年十二月八日以後における在職期間)内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者(昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。)の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十四条第五項中「第二項及び第四項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人の昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務(政令で定める勤務を除く。)に因する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に因する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。但し、その者が、在職期間(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七条に規定するものと陸軍又は海軍の

学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。)内又はその経過後一年(厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。)以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

第三十七条第一項中「第三十四条第二項から第四項まで」を「第三十四条第三項から第五項まで」に改める。

第三十八条第一号中「公務上」を削る。

第三十八条の二中「第三十四条第二項又は第三項」を「第三十四条第三項又は第四項」に改める。

第四十条第一項、第四十五条から第四十七条まで及び第四十八条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

第四十九条の見出し中「年金及び国債元利金」を「年金、国債元利金等」に、同条第一項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 軍人であつた者のその在職期間内における負傷又は疾病に關しては、第七條の改正規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

3 恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の不具廢疾の状態にある者

について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、同法第七條中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、同法第十一條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4 昭和二十九年十二月三十一日までに障害一時金を受ける権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年一月及び同年四月の二期にそれぞれその額の三分の一及び三分の二を支給し、昭和三十年一月一日から同年三月三十一日までには障害一時金を受け

る権利につき裁定を受けた者に支給すべき障害一時金は、昭和三十年四月に支給する。

5 この法律による第三十四条の規定の改正によりこの法律の施行と同時に弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七條に規定する國債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項但書中「支給すべき遺族年金」の下に「及びこの法律の施行の際(死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日)に、遺族年金の支給事由と同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」という。)を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金」を加える。

附則第十四項中「同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」という。）」を「同一の事由による公務扶助料」に改める。

この法律の施行後、軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有するに至つた者で、この法律の施行後その者が当該権利を有するに至るまでの間に、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があつたものについても、同様とする。

附則第二十四項中「障害年金」を「障害年金、障害一時金」に改める。

〔上條愛一君登壇、拍手〕
○上條愛一君 只今議題と相成りました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和二十七年四月に成立いたしました以来、今日までに約百九十三万三千件の裁定をいたしているものでありますが、今回援護の対象を拡大する等のため、本法に所要の改正を加えようとするものであります。

改正の第一点は、弔慰金の支給対象を拡大したことであり、現行法におきましては、援護の対象となつております遺族は、戦没者が公務上生じた傷

病によつて死亡したものに限られていたものであります。多数の戦没者の中には、公務によるものであると認定できない者が少なくなく、すでに約一万九千件が、この故を以て却下され、又、現在調査中のもの約六万五千件のうちにも、同様の理由で却下されるものが相当あることが想定されるところであります。かくして却下された事実でありまして、その死亡の原因は、軍人の勤務と密接な関連性を有していたものと言ふべきであります。然るに死亡の原因が公務に起因すると認定されたときは、遺族援護法、恩給法によつて、遺族年金、公務扶助料及び弔慰金が支給されるに反しまして、公務に起因しないと認定された場合は、これらの法律その他の諸立法において何らの処置が講じられないという不均衡が生じているのでありますから、これを是正するため、太平洋戦争に関する勤務に因して負傷し、又は疾病にかかつて死亡した場合においては、弔慰金を支給することにいたしましたのであります。なお、軍人が支那事変に関する勤務に因して受傷罹病し、これにより昭和十六年十二月八日以後において死亡し、又は終戦後、即ち昭和二十年九月二日以後において死亡が判明

した場合においても、同様に弔慰金を支給することにしたのであるのであります。この弔慰金は、死亡した者一人につき五万円を國庫で交付することになつておりまして、その支給を受ける者の数は、約七万五千人と推定されております。

第二点は、障害年金支給対象の拡大等であります。

恩給法におきましては、すでに旧軍人に対し、第七項の増加恩給又は旧第一款症から旧第四款症までの傷病年金を支給することになつていたのであります。旧傷病軍人に対するこれらの措置に應じて、本法においても、恩給法別表第一号表の三に定める第一款症から第三款症までの不具廢疾の状態にある旧軍属に対しては、障害年金を支給する措置をとることとなつたのであります。但し、これらの款症にある者に障害年金を支給するのは、結核性疾患等におけるごく症状が緩き不安定な状態にある者に限ることとしたし、その他の者、即ち症状が完全に固定している者に対しては、障害一時金を支給することにしたのであるのであります。

以上が、今次改正の大要であります。が、そのほか、これらの措置に伴います。

して、所要の調整を行なつているのであります。

この法案は、衆議院におきまして次の通り一部修正の上議決されたのであります。即ち衆議院における修正の要旨は、昨年恩給法の一部改正が行われまして、軍人恩給が復活することになりましたのに伴ひまして、従来、戦傷病者戦没者遺族等援護法により援護を受けていた者の大部分が、恩給法の適用を受けることと相成つたのであります。このために、若し恩給法の改正がなかつたとすれば、この遺族等援護法により援護を受け得る期待権を有していた者が、恩給法の改正の結果、恩給法及遺族等援護法のいずれの法律でも援護されないという事例が生じているのであります。かような場合におきまして、本法によつて遺族年金を支給し得るようにするため、附則の中に於いて所要の修正を加へてあるのであります。

厚生委員会は、三回に亘り開会いたし、先ず政府当局より提案理由並びに法案の内容について、又、衆議院の高橋議員より衆議院における修正点について、それら詳細なる説明を聴取いたしましたのち、慎重審議を重ねたのであります。本委員会におきまして

は、父母又は祖父母が婚姻により氏を改めたときは、遺族年金を受ける権利を失ふことになつてゐる現行法の規定は不当ではないかという問題、又、満蒙開拓青少年義勇軍に対する遺族等援護法の適用問題その他に關しまして、熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は、速記録によりまして御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切りまして、討論に移りましたところ、廣瀬委員より、本法案に対する修正動議が提出されたのであります。修正案の要旨は、本法の施行期日に關する修正がその骨子でありまして、原案におきましては「昭和二十九年四月一日から施行する」となつておりましたのを、「公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する」と改めるほか、所要の条文整理を行おうとするものであります。この修正案に對しまして、湯山委員が賛意を表されたのであります。

かくて討論を終りまして、先ず修正案について採決いたしました結果、全会一致でこれを可決いたしました。次いで修正箇所を除く残余の部分について採決いたしましたところ、これ又、全会一致をもちまして衆議院送付案通り可決いたしましたのであります。即ち本法

案は、修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、委員会修正通り議決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。
午前十一時七分散会

○本日の會議に付した事件
一、内閣總理大臣の長期国会欠席に對する政治責任に關する緊急質問

一、日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君	高良 とみ君
小林 武治君	小林 政夫君
北 勝太郎君	加藤 正人君
棉見 義男君	柏木 庫治君
奥 むめお君	井野 碩哉君
石黒 忠篤君	飯島連次郎君
加賀山之雄君	赤木 正雄君
山川 良一君	森 八三二君
森田 義衛君	村上 義一君
宮城タマヨ君	三浦 辰雄君
前田 久吉君	廣瀬 久忠君
後藤 文夫君	野田 俊作君
西田 隆男君	豊田 雅孝君
常岡 一郎君	田村 文吉君
館 哲二君	竹下 豐次君
高橋 道男君	杉山 昌作君
高瀬莊太郎君	高木 正夫君
新谷寅三郎君	島村 軍次君
白井 勇君	横川 信夫君
深水 六郎君	木村 守江君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君
高野 一夫君	西川弥平治君
石井 桂君	井上 清一君
関根 久藏君	川口爲之助君
吉田 萬次君	佐藤清一郎君
劍木 亨弘君	谷口弥三郎君
宮本 邦彦君	宮田 重文君
田中 啓一君	大矢半次郎君

石川 榮一君	石原幹市郎君	堂森 芳夫君	田畑 金光君
植竹 春彦君	岡田 信次君	安部キミ子君	矢嶋 三義君
松岡 平市君	岡 伊能君	藤田 進君	戸叶 武君
西郷吉之助君	中川 幸平君	栗山 良夫君	吉田 法晴君
北村 一男君	左藤 義詮君	藤原 道子君	小笠原三三男君
寺尾 豊君	中山 壽彦君	若木 勝藏君	山田 節男君
中川 以良君	吉野 信次君	天田 勝正君	三橋八次郎君
大屋 晋三君	青木 一男君	千葉 信君	羽生 三七君
小淵 彬君	古池 信三君	野溝 勝君	三木 治朗君
伊能繁次郎君	柳原 亨君	山下 義信君	市川 房枝君
大谷 賀雄君	宮澤 喜一君	東 隆君	白川 一雄君
高橋 衛君	横山 フク君	野木 品吉君	三浦 義男君
重政 庸徳君	鹿島守之助君	松永 義雄君	最上 英子君
木内 四郎君	雨森 常夫君	松浦 定義君	松浦 清一君
石村 幸作君	青山 正一君	武蔵 常介君	寺本 廣作君
秋山俊一郎君	入交 太蔵君	須藤 五郎君	八木 秀次君
高橋進太郎君	松平 勇雄君	加藤シツエ君	紅露 みつ君
郡 祐一君	山本 米治君	八木 幸吉君	加瀬 完君
小野 義夫君	三輪 貞治君	千田 正君	松澤 兼人君
平井 太郎君	堀 末治君	上條 愛一君	有馬 英二君
池田平右衛門君	島津 忠彦君	堀木 鎌三君	笹森 順造君
湯山 勇君	松野 鶴平君	菊田 七平君	相馬 助治君
小林 英三君	石坂 豊一君	村尾 重雄君	棚橋 小虎君
内村 清次君	秋山 長造君	鶴見 祐輔君	苦米地義三君
阿具根 登君	海野 三朗君	松原 一彦君	堀 眞琴君
山口 重彦君	大倉 精一君	国务大臣	
龜田 得治君	小松 正雄君	法務大臣	犬養 健君
永井純一郎君	清澤 俊英君	国务大臣	緒方 竹虎君
小林 亦治君	佐多 忠隆君	政府委員	
江田 三郎君	久保 等君	厚生政務次官	中山 マサ君

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(送料別)

発行所

東京市神田区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三
電報東京一九〇〇〇官報課